

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 9 月 30 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 北九州市の別図 1 の区域

【平成 29 年 1 月より実施】

5 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(2) 名称：特産酒類の製造事業

内容：酒税法の特例

（構造改革特別区域法第 28 条の 2 に規定する特産酒類の製造事業）

北九州市内で生産された、地域の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造しようとする者が、その製造数量が少量であっても製造免許を受けることを可能にすることで、地域ブランドの創出を促進し、地域の魅力向上及び交流人口の拡大を図る。

北九州市における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例) 実施地域

別図 1

